

●香川県病院局告示第1号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成25年6月1日から施行する。

平成25年5月21日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第1条、第2条関係） 1 使用料 （1）入院料に加算する病室使用料					別表第1（第1条、第2条関係） 1 使用料 （1）入院料に加算する病室使用料				
区 分	1人室		2人室		区 分	1人室		2人室	
	等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額		等級	1日当たりの金額	等級	1日当たりの金額
略					略				
香川県立丸亀病院	A室	1,680円	A室	<u>630円</u>	香川県立丸亀病院	A室	1,680円	A室	<u>525円</u>
	B室	1,365円	<u>B室</u>	<u>525円</u>		B室	1,365円		
略					略				
備考 略 (2)・(3) 略					備考 略 (2)・(3) 略				
2 略					2 略				